平成30年度

定例監查結果報告書

戸田市監査委員 平成31年1月31日

目 次

第1	監査基準
第2	監査の種類及び実施内容1
第3	監査の着眼点1
第4	監査の対象及び日程・・・・・・・2
第5	平成30年度監査の基本方針及び重点事項5
第6	監査の結果······5

第1 監查基準

全国都市監査委員会の定める「都市監査基準」に基づき監査を実施した。

第2 監査の種類及び実施内容

(1) 定例監査(地方自治法第199条第4項の規定による監査)

平成30年度において実施した市の事務及び事業の執行全般を対象として実施する監査。

① 説明聴取

全部局等を対象に、事務事業の実施及び財務に関する事務の執行状況について、 あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長その他の関係職員からの説明 及び監査委員からの質疑を実施した。

② 詳細監査 (関係書類、帳票等の監査) 全部局等のうちおおむね3分の1程度を対象に、関係書類の提出を求め、証拠 書類等を調査した。

③ 現金等及び備品監査

詳細監査と同様の対象部署に対し、原則として実査(実地での現物検証、現場 検証等)で行った。

④ 工事監査

市が実施する工事、設計業務を対象とする。計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼として監査を実施。外部の技術士に工事技術調査の業務を委託して実施した。

第3 監査の着眼点

監査対象部署の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記の項目について検証した。

- (1) 予算が適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 収入事務(調定、徴収、現金取扱)は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- (3) 支出にかかる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (4) 契約にかかる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (5) 文書管理は関係法令等に基づき適正に作成・管理されているか。
- (6) 郵券、現金の管理は適正になされているか。
- (7) 財産の管理は適正になされているか。
- (8) 従前の指摘・指導事項が是正されているか。

第4 監査の対象及び日程

		٠١.		Æ			期	日			
	<i>></i>	付		象			説明	説 明 聴 取			
政	策		秘	書		室	平成30年	5 月18日			
危	機	管	理	防	災	課	平成30年	5 月18日			
		部	庶	務		課	平成30年	5 月18日			
総	務		経営	企	画	課	平成30年	5 月18日			
			人	事		課	平成30年	5 月18日			
			情報	政 策	統計	課	平成30年	5 月18日			
			財	政		課	平成30年	7月5日			
			資 産	経	営	室	平成30年	7月5日			
財	務	部	入 札	検	査	課	平成30年	7月5日			
			税	務		課	平成30年	7月5日			
			収 納	推	進	課	平成30年	7月5日			
		- 部3	市	民		課	平成30年	5 月18日			
市	民 生 活		協働	推	進	課	平成30年	5 月18日			
111	八 工 伯		防犯く	らし	交 通	課	平成30年	5 月18日			
			文 化	スポ	ーッ	課	平成30年	5 月18日			
		部	経 済	政	策	課	平成30年	6 月20日			
環	境 経 済		環	境		課	平成30年	6 月20日			
			みど	b 1	園	課	平成30年	6 月20日			
			福 祉	総	務	課	平成30年	6 月29日			
			生 活	支	援	課	平成30年	6 月29日			
福	祉	部	障害	福	祉	課	平成30年	6 月29日			
ηш	7111.	д р	長 寿	介	護	課	平成30年	6 月29日			
			保 険	年	金	課	平成30年	6 月29日			
			福祉份	く 健 セ	ンタ	J	平成30年	6 月29日			
>	لخ	ŧ	こど	も 🧃	定庭	課	平成30年	6 月29日			
青	少年	部	保育	幼科	惟 園	室	平成30年	6 月29日			
H	ノ T	чн	児 童	青り	り 年	課	平成30年	6 月29日			

対象							期	日							
	X) 				象						説明	聴 取			
				都	市	計	迪	Î	課	平成30年	6 月29日				
± ∠ 17	<u>+</u>	市 整 備		莆 部	ま	ちづ	< ,	推	進	課	平成30年	6 月29日			
都	111				道	路	河	JII		課	平成30年	6 月29日			
				土	地区	画 整	理事	務	所	平成30年	6 月29日				
市	民	2	医	療	総		務			課	平成30年	6 月29日			
セ	ン	,	タ		診		療			室	平成30年	6 月29日			
会						計				課	平成30年	6月1日			
				消	総		務			課	平成30年	5 月18日			
				防 本	予		防			課	平成30年	5 月18日			
消			防	部	警		防			課	平成30年	5 月18日			
117				消	消	防	第	1		課	平成30年	5 月18日			
				防	消	防	第	2		課	平成30年	5 月18日			
				署	消	防	第	3		課	平成30年	5 月18日			
議	議 会					事	彩	S S		局	平成30年	6月1日			
				員 会	教	育	総	務	ŝ	課	平成30年	6 月20日			
教	育	委			学		務			課	平成30年	6 月20日			
事	Ħ	安務		只	貝	貝	貝	云局	教	育	政	策	Î	室	平成30年
7		1))	1))	177		/PJ	学	校	給	食	Ē	課	平成30年	6 月20日	
						涯	学	習]	課	平成30年	6 月20日			
					選	挙 管	理 委	員 会	担	当	平成30年	7月5日			
行	政	委	員	会	監	查	委	員 扌	担	当	平成30年	7月5日			
事		務		局	公	平多	兵 員	会	担	当	平成30年	7月5日			
固定資産評価審査委員会担当						平成30年	7月5日								
		下水;			上	下 7.	k 道	経	営	課	平成30年	7月5日			
上	下		k 道	道部	水	道	施	設		課	平成30年	7月5日			
					下	水	道	施	設	課	平成30年	7月5日			

詳細監査 (実施期間:平成30年8月22日から平成31年1月8日まで)

	対	象	:	現金及び備品監査実施日	講評日
政	策	秘書	室	平成30年 8 月29日	平成30年10月1日
危	機	理防	災課	平成30年9月7日	平成30年10月1日
総	務部	情報政策系	充 計 課	平成30年 8 月29日	平成30年10月1日
財	務音	税務	課	平成30年 8 月28日	平成30年10月1日
則	伤 司	収 納 推	進 課	平成30年 8 月31日	平成30年10月1日
市月	民生活部	文化スポー	ーツ課	平成30年10月10日	平成30年10月29日
環境	危経済 部	環境	課	平成30年10月9日	平成30年10月29日
归	년. <u>수</u>	保険年	金 課	平成30年10月10日	平成30年10月29日
福	祉 部	福祉保健セ	ンター	平成30年 9 月20日	平成30年10月29日
こど	も青少年音	保育幼稚	園室	平成30年11月6日	平成30年11月27日
都市	7整備部	道路河	川課	平成30年11月5日	平成30年11月27日
会		計	課	平成30年11月1日	平成30年11月27日
議	会	事 務	局	平成30年12月17日	平成31年 1月8日
教育	育委員会	学 務	課	平成30年12月13日	平成31年 1月8日
事	務后	学 校 給	食 課	平成30年12月12日	平成31年 1月8日
L¬	これご苦さ	上下水道系	圣営課	平成30年12月12日	平成31年 1月8日
上	不水道部	水道施	設 課	平成30年12月12日	平成31年 1月8日

工事監査

対	象	実	施	日	講	評	日
上下水道部 下水道新曽中央地区調整剂 (戸田市大字新曽1	也築造工事	平成30	年11	月15日	平成31	年 1	月31日

第5 平成30年度監査の基本方針及び重点事項

1 基本方針

住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう事務を執行しているか、組織及び運営の合理化に努めているか、法令等を遵守して適正に事務を処理するよう努めているかを主眼として監査を実施する。

2 重点事項

(1) テーマ

「契約事務について」

- (2) 監査手続
 - ① 違法又は不当な契約を締結していないか。
 - ② 契約の方法は適正になされているか。
 - ③ 契約書どおりの履行がなされたか、成果物その他実績報告書で確認したか。
 - ④ 契約書どおりの支出が適正に行われているか。

このほか、監査における着眼点は、全国都市監査委員会「都市監査基準」に基づくものとする。

第6 監査の結果

監査を実施した結果、市の財務に関する事務の執行及び市の経営にかかる事業の管理について、 おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘事項(故意又は重大な過失によるものや、市に重大な影響をもたらすおそれのある もの等、公表することが相当とされる事項)には該当しないものの、今後の事務執行において改 善が必要な事項については、監査委員の命を受けた行政委員会事務局長を通じて関係者に適正に 処理を行うよう求めたところである。

1 詳細監査について

今回の監査対象事項については、おおむね適正な執行状況であると認められた。

2 工事監査について

今回の監査対象事項については、おおむね適正な執行状況であると認められた。